

## 別紙1 柏市児童相談所一時保護所給食調理業務委託に関するプロポーザル方式審査基準

審査項目	審査対象	評価の視点	配点
業務実績 (15)	同業務経歴等の業務実績	事業の目的を達成するために十分な実績があり、安定した業務実施を期待できるか	15
業務 実施体制 (30)	業務実施体制	事業実施に必要な知識・経験を有する栄養士、調理業務責任者、調理業務副責任者、食品衛生責任者及び食品検収責任者、業務従事者の確保の見込みがあるか	15
	バックアップ体制等	・現場を支援・指導するための体制が整っているか ・職員が健康に働くための体制が整っているか ・本事業に課題等が発生し、組織的な対応が必要な場合など、事業者として必要な支援体制が確保されているか	15
提案内容 (80)	一時保護所給食業務の基本姿勢	・特別な背景がある児童へ給食を提供する業務であることを理解しているか ・一時保護期間は2か月間を基本とされるが、場合によっては長期にわたる場合もある。その場合、3食提供することの重要性を理解しているか（発達・発育、食の指導、嗜好等） ・一時保護所は、365日稼働であり、年間を通して業務執行体制及び連絡体制等を維持する必要があることを理解しているか ・一時保護所は、幅広い年齢層の児童が入所する施設である。各児童の年齢に応じて食べやすいよう、調理を工夫することが出来るか	15
	一時保護所職員との連携	・業務を運営するうえで、市職員との連携の重要性を理解しているか ・一時保護所は、急な入退所が発生するため、食数及び入居者情報が突然変更する可能性があることを想定できているか ・児童が外出時（登校など）の提供時間の変更など状況に応じた柔軟な対応をとることが出来るか。	10
	献立作成	・地産地消について ・旬の食材の取り入れ方について ・独自の創意工夫や強みについて ・児童のリクエストの取り入れについて ・栄養の質やバランスはどのように確保するのか ・乳幼児の摂食機能を理解しているか	20
	幼児・代替・宗教・緊急入所用食等の個別対応	・未就学児が食べやすいような工夫の仕方 ・アレルギー代替食はどのようなものを提供できるか ・どのような種類の宗教食を提供できるか ・緊急入所児童用の食事の対応方法	10
	事故防止対策	・異物混入、アレルギー、食中毒等事故防止および発生時のためにどのような取り組みを講じるか ・調理や配膳における衛生管理はどのように行えるか	15
	食の指導	・食育の内容や取り入れ方について	10
受注者能力・ 意欲 (10)	受託者の能力・姿勢等	・提案内容の説明がわかりやすく、質疑等に対する回答が適切か ・業務に対する熱意、積極性、協調性が感じられるか ・児童虐待などの児童福祉に対し知見があり、理解が適切であるか	10
経済性 (15)	見積書金額	業務内容や業務実施体制に対し、見積価格の経済性は妥当か	15
<b>合 計</b>			<b>150</b>